



平成 29 年 7 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役会長兼社長 石川 隆一
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 執行役員 管理部長 石見 紀生
(TEL. 03-5207-6760)

平成 30 年 2 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、今般、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
第 112 期 (平成 30 年 2 月期) 第 1 四半期報告書
2. 延長前の提出期限
平成 29 年 7 月 18 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 29 年 8 月 15 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 29 年 7 月 6 日付「当社子会社の元役職員による不正行為に関するお知らせ」および「平成 30 年 2 月期第 1 四半期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司における元役職員の不正行為が発覚し、当該不正行為の全容解明および会計的な影響額の算定に向けて実態解明のための調査を行っておりますが、現時点において当該調査が完了しておらず、平成 30 年 2 月期第 1 四半期の決算の確定ができず、会計監査人の四半期レビューを受けられない状況であることから、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、遺憾ながら提出期限の延長申請を行うことといたしました。なお、帳簿の確認・突合や関係者からの事情聴取、会計的な評価の見直しなど不正行為の会計的な影響額の明確化に係る調査・確認作業、適正な数値に基づく当社の連結決算作業および会計監査人による監査には 1 ヶ月程度日数を要すると見込まれます。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合は、直ちにお知らせいたします。なお、現在も継続して行っている調査に加え、不正調査の経験のある日本の弁護士および公認会計士をメンバーに加えた調査委員会を明日開催の取締役会で決議のうえ設置し、不適切な会計処理の事実関係と原因の究明および再発防止策の策定等を行う予定です。

また、平成 30 年 2 月期第 1 四半期決算短信の発表につきましては、上記の四半期報告書の提出期限に合わせ、平成 29 年 8 月 15 日に行う予定であります。

株主の皆様はじめお取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上